

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年介護報酬改定において「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当苑でも算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、「処遇改善に関する具体的な取組内容をホームページ等で公表すること」という要件を満たしている必要があります。

要件に基づき、当苑の介護職員等処遇改善に関する具体的な取組について以下の通り公表いたします。

① 加算の取得状況について

当苑の加算取得状況につきましては、以下の公表サービスにて公表しております。

[岡山県 | 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」](#)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/33/index.php>

② 処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）

入職促進に向けた取組

- ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
- ・ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の推進

- ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス当の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組

- ・ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等)を行っている
- ・ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実施による職場環境の整備を行っている
- ・ 介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入

やりがい・働きがいの醸成

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケアの内容の改善
- ・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供